

宮代町における感染拡大防止策について (新型コロナウイルス対策の状況)

1 緊急事態宣言の動向

- | | |
|-------|---|
| 4月 8日 | 埼玉県を含む7都府県を対象に発出 |
| 16日 | 緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に変更 |
| 5月 4日 | 緊急事態措置を実施すべき期間を5月末まで延長 |
| 14日 | 39県を対象に緊急事態宣言を解除
(埼玉県を含む8都道府県については引き続き緊急事態宣言の対象地域。なお、21日をめどに解除の可否を判断する。) |

2 町の体制

- 4月 8日：新型インフルエンザ等対策本部（新型コロナウイルス関連）設置
緊急事態宣言が発出されたことにより「新型コロナウイルスに関する対策本部」の機能を引き継ぐ。
※新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、埼玉県の緊急事態措置に基づき協議する。

3 町民の安心・安全の確保

(1) 感染拡大予防策

- ・これまでの予防策（公共施設の休館、イベント等の中止・延長、小中学校臨時休校など）を5月末まで延長
- ・高齢者施設、医療機関、保育施設等へのマスクの追加配布（約16,000枚）
- ・妊婦へのマスク配布

(2) 町民への支援

- ・特別定額給付金の支給（一人当たり10万円）
 - ・弱酸性電解水の無料配布（町内5カ所）
 - ・児童生徒への食生活支援（希望者への学校給食弁当の無償支援）
- ※その他の支援策等については6月補正予算にて対応

(3) 町民への周知

- ・町ホームページ・広報みやしろ・防災行政無線

3 新型コロナウイルス感染者（陽性）発生の状況

令和2年4月23日埼玉県発表後の新たな感染者なし

4 今後の対応等

- ・緊急事態宣言が解除された場合であっても、再度、感染が拡大し、まん延することがないように、県の対応策等を踏まえ、必要かつ持続的な対策を講じる予定。
- ・埼玉県においては、県内の各業種団体の長宛てに「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」として団体等のガイドラインの作成を依頼したところ。
- ・埼玉県では、発熱外来 PCR センターの設置について、埼玉県、埼玉県医師会及び各郡市医師会において調整中。